

議案第148号

川崎市こども文化センター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市こども文化センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年11月29日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市こども文化センター条例の一部を改正する条例

川崎市こども文化センター条例（昭和35年川崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表川崎市日進町こども文化センターの項中「川崎市川崎区日進町5番地1」を「川崎市川崎区堤根34番地15」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

日進町こども文化センターを移転するため、この条例を制定するものである。